

令和7年度版

# 自己点検シート

(介護報酬編)

## (介護予防) 短期入所生活介護

- 1 指定居宅サービス介護給付費加算等
- 4 指定介護予防サービス介護給付費加算等

事業所番号： 33 \_\_\_\_\_

事業所名： \_\_\_\_\_

年 月 日： 令和 年 月 日

担当者： \_\_\_\_\_

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)  
(注 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号改正現在)

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号)  
(注 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号改正現在)

\*「根拠・備考」欄の略称は、自己点検シート(人員・設備・運営編)による。

## 108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費(対応)

区分		報酬請求の内容	根拠	報酬請求上の措置等(遡及)
指導	取扱いが不適切	加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合	告示 通知	文書指導
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	通知	
	基準等不適合	加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合	告示	過誤調整
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	告示 通知	
監査		加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	告示 通知	返還金及び加算金の徴収

(参照) 「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて(平成19年3月1日付け事務連絡)の(別紙)加算請求指導時等における対応

## 108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	定員超過利用減算 【 I 339～340, 1197】	月平均の利用者数	<input type="checkbox"/> 運営規程に定める(特養空床利用の場合は特養の)入所定員を超える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注1、・127号告示6イ注1、27号告示3イ、17イ</li> <li>・37号省令138条、140条の12、居宅条例165条、180条</li> <li>・35号省令139条、158条、予防条例140条、159条</li> <li>・H121121/77・123号通知、同Q&amp;A、40号通知第2-1(3)、-2(2)、0317001号通知第2-8(2)</li> <li>Q&amp;AH15/4Vol.Q13</li> </ul>
		利用定員40人以下で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数	<input type="checkbox"/> 定員の105%超	
		利用定員40人超で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数	<input type="checkbox"/> 定員+2人超	
	人員基準欠如減算(介護職員又は看護職員) 【 I 339, 1196】	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数が増すごとに1以上配置	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、96号告示9、27号告示3ロハニホ、16ロハニホ</li> <li>・37号省令121条1項3号、居宅条例148条1項3号</li> <li>・35号省令129条1項3号、予防条例130条1項3号</li> <li>・40号通知第2-1(5)、第2-2(1)・(4)、0317001号通知第2-8(4)・(5)</li> </ul>
	人員基準欠如減算(常勤介護職員及び常勤看護職員) 【 I 339, 1196】	利用定員が20人未満である併設事業所以外においては、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置(ユニット型のみ場合は減算規定なし)	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、27号告示3ロハ、16ロハ</li> <li>・37号省令121条5項、居宅条例148条5項</li> <li>・35号省令129条5項、予防条例130条5項</li> <li>・40号通知第2-1(5)、第2-2(4)・(5)、0317001号通知第2-8(4)・(5)</li> <li>・介護報酬改正点の解説P550</li> </ul>
	夜勤減算 【 I 339, 1196】	利用者数25以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護1未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、29号告示1イ、8イ</li> <li>・40号通知第2-1(6)、第2-2(1)・(4)、0317001号通知別紙1第2-8(1)・(4)</li> </ul> 利用者数:前年度の平均(小数点以下切上げ)を用い特養の併設事業所の場合は本体入所者数に短期利用者数を合算 夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)に歴月で基準未満の日が2日以上連続した場合又は4日以上発生した場合に減算 一部ユニット型:各々で基準を計算し、一方が基準未満の場合は利用者全体を減算 見守り機器設置等による配置基準緩和要件あり
		利用者数26以上60以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護2未満	
		利用者数61以上80以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護3未満	
		利用者数81以上100以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護4未満	
		利用者数101以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護4+25又は端数を増す毎に1を加えた数以上	
		ユニット型 2ユニットごとに介護職員又は看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	ユニットケア減算 【 I 342～343, 1197】	日中については、ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	・19号告示8イ注2、127号告示6イ注2、96号告示11、74 ・40号通知第2-2(5) ・Q&AH190219問1
		ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 【 I 342～343, 1197】	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/>	高齢者虐待防止措置未実施減算 【 I 342～343, 1200～1201】	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/> 未実施	
		虐待の防止のための指針を整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
		介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
		上記の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/>	業務継続計画未策定減算 【 I 342～343, 1200～1201】	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	<input type="checkbox"/> 未実施	令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成が必要。
<input type="checkbox"/>	共生型サービスの提供(短期入所事業所)【 I 344, 1200】	共生型短期入所生活介護を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注3、127号告示6イ注3 ・Q&AH30Vol.1問45
<input type="checkbox"/>	生活相談員配置等加算 【 I 344～345, 1202～1203】	上記「共生型サービスの提供(短期入所事業所)」を算定している	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注4、127号告示6イ注4 ・40号通知第2-2(6)
		生活相談員を1名以上配置している	<input type="checkbox"/> 該当	
		地域に貢献する活動を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算( I ) 【 I 344～347, 1202～1203】	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注5、127号告示6イ注5 ・95号告示34の4、114の3 ・40号通知第2-2(7)
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【 I 344～347,1202～1203】	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、指定短期入所生活介護事業所を訪問し、その機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イロ注5、127号告示6イロ注5</li> <li>・95号告示34の4、114の3</li> <li>・40号通知第2-2(7)</li> </ul>
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	機能訓練指導員の加算 【 I 347～348, 1204～1205】	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イロ注6、127号告示6イロ注6</li> <li>・40号通知第2-2(8)、0317001号通知別紙1第2-8(6)併設事業所の利用者数は本体施設の入所者数を合算</li> </ul>
		利用者数が100人超の場合、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算 【 I 348～349, 1206～1207】	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イロ注7、127号告示6イロ注7</li> <li>・95号告示36</li> <li>・40号通知第2-2(9)</li> <li>・Q&amp;AH27Vol454問75</li> </ul> 短期入所生活介護事業所の看護職員が、本加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定には含めない。 短期入所生活介護の個別機能訓練加算は、理学療法士等が直接訓練を行った日のみ算定可(介護老人福祉施設の個別機能訓練加算は、理学療法士等が不在でも算定可)
		機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価	<input type="checkbox"/> 該当	
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		おおむね週1回以上実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
		3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問、生活状況の確認を行い、利用者等に個別機能訓練計画の内容や進捗状況等の説明(テレビ電話装置等活用可)、記録を行い、訓練内容を見直している	<input type="checkbox"/> 該当	
利用者ごとに個別機能訓練に関する記録を保管し、常に当該訓練の従事者により閲覧が可能である	<input type="checkbox"/> 該当			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	医療連携強化加算 (介護予防は加算なし) 【 I 352～353】	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イロ注9、95号告示37</li> <li>・94号告示二十</li> <li>・40号通知第2-2(11)</li> <li>・在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定不可</li> </ul>
		利用者の急変の予測・早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅰ) 【 I 350～352】 (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イロ注8、96号告示12、27号告示3</li> <li>・40号通知第2-2(10)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問78～83、Vol.2問35</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問42</li> </ul>
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅱ) 【 I 350～352】 (介護予防は加算なし)	看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 配置	併設事業所は本体施設とは別に常勤看護師(Ⅰ)又は看護職員(Ⅱ)を配置。兼務職員は勤務実態等に基づき常勤換算数を本体と短期に按分 空床利用型は本体施設と一体的に算定可 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定可。(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の常勤換算数に算入可(Ⅲ・Ⅳも同様)。 看護体制加算(Ⅲ)と(Ⅳ)は同時算定可。 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅲ)は同時算定不可。 看護体制加算(Ⅱ)と(Ⅳ)は同時算定不可。 機能訓練指導員を兼務する看護職員は看護業務に係る時間数を常勤換算数に算入可
		看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置かつ基準で配置すべき数に1を加えた数以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合。)	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅲ) 【 I 350～352】 (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
		算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5の者の占める割合が70%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	看護体制加算(Ⅳ) 【I 350～352】 (介護予防は加算なし)	看護職員の数 常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合を除く。)	□ 配置	
		看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置かつ基準で配置すべき数に1を加えた数以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合。)	□ 配置	
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	□ あり	
		算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5の者の占める割合が70%以上	□ 該当	
		定員、人員基準に適合	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	看取り連携体制加算 【 I 354～355】 (介護予防は加算なし)	次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		(1) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		(2) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		□ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者	<input type="checkbox"/> 該当	
		イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	<input type="checkbox"/> 該当	
□ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。	<input type="checkbox"/> 該当			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ) (介護予防は加算なし) 【Ⅰ 356～358】	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ただし、次のa、b又はcに該当する場合は、その定める数以上配置 a) 夜勤減算とならない数に0.9を加えた数とする要件(いずれにも適合) i 見守り機器を利用者の数の10%以上配置 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている b) 夜勤減算とならない数に0.6を加えた数とする要件(いずれにも適合) i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次の事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、実施を定期的に確認している (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 c) 夜勤減算とならない数に0.8を加えた数とする要件(いずれにも適合) i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認している (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 (4) 見守り機器等の定期的な点検 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 iv 利用者の数及び入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注10、29号告示1ハ</li> <li>・40号通知第2-2(12)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問19・84～93、Vol.2問33</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問88～90</li> </ul> (Ⅰ)(Ⅲ)=ユニット型以外、(Ⅱ)(Ⅳ)=ユニット型  1日平均夜勤職員数: 暦月ごとに夜勤時間帯(P M20時～AM5時を含む連続した16時間)での延夜勤時間数を当該月の日数×16で除して算定 特養併設の場合は本体入所者数と合算した人数で必要となる夜勤職員数に1名以上加えた配置(ただし、「介護ロボットの導入」が「あり」の場合は0.9名以上加えた配置) 加算Ⅰ～Ⅳはいずれか1つのみ算定可能であり、同時算定は不可 また、「共生型サービスの提供(短期入所事業所)」を算定している場合には、算定不可  (Ⅲ)(Ⅳ)について、認定特定行為業務従事者が所属する事業所は、「登録特定行為事業者」として県へ登録申請を行う必要がある(併設事業所にあつては、別途登録が必要)ことに注意すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサーおよび当該センターから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するもの。</li> <li>・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる夜勤職員の数に0.6を加えた数とするには、3ヶ月以上の試行期間を設けること。(試行期間中は、通常夜勤職員配置加算の要件を満たすこと)</li> </ul>
		短期入所生活介護費を算定している	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅱ) (介護予防は加算なし) 【 I 356～358】	<p>夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置  ただし、次のa又はbに該当する場合は、その定める数以上配置  a) 夜勤減算とならない数に0.9を加えた数とする要件(いずれにも適合)  i 見守り機器を利用者の数の10%以上設置  ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている  b) 夜勤減算とならない数に0.6を加えた数とする要件(いずれにも適合)  i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置  ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている  iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次の事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の人と共同して、必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認している  (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保  (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  (3) 見守り機器等の定期的な点検  (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</p>	□ 該当	<p>・併設本体施設(特別養護老人ホーム)及び指定短期入所生活介護事業所(空床型・併設型)がいずれも従来型の場合、必要となる夜勤職員の数が0.8を加えた数とするには、夜勤時間帯における緊急時の体制整備が必要</p> <p>※夜勤職員配置加算については、本体施設と併設施設の組み合わせにより細かく要件が設定されているため、当シートに記載した要件は概略になります。加算の届出に際しては、必ず事前に所管県民局に相談したうえで行うこと。</p>
□	夜勤職員配置加算(Ⅲ)又は(Ⅳ) 【 I 356～358】 (介護予防は加算なし)	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たしている</p> <p>夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を1人以上配置している</p>	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	見守り機器の導入 【 I 357】 (介護予防は加算なし)	(0.9人以上配置の場合) ①利用者の動向を検知できる見守り機器を、利用者数の10%以上設置 ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、検討等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29号告示1ハ</li> <li>・40号通知第2-2(12)</li> <li>・「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センターから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するもの。</li> <li>・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。</li> </ul>
		(0.6人以上又は0.8人以上の場合) ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者数以上に設置 ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を3月に1回以上開催 ④利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施 ⑤夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施 ⑥見守り機器の不具合がないことをチェックする仕組み、メーカーと連携した定期的な点検の実施 ⑦見守り機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 該当	
□	認知症行動・心理症状緊急対応加算 【 I 359, 1208~1209】	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注11、127号告示6イ注8</li> <li>・40号通知第2-2(11)、0317001号通知別紙1第2-8(7)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問109~111</li> </ul> 認知症の行動・心理状態：認知症による認知機能の障害に伴う妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状
		加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院中又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない	<input type="checkbox"/> 該当	
		医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/> 該当	
		利用開始日から7日を限度として算定	<input type="checkbox"/> 該当	
		判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	<input type="checkbox"/> 該当	
		介護サービス計画書への判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> 該当	
□	若年性認知症利用者受入加算 【 I 359, 1208~1209】	利用者ごとに個別に担当者を定めている	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8イ注12、127号告示6イ注9、95号告示18</li> <li>・40号通知第2-2(14)、0317001号通知別紙1第2-8(8)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問101・102</li> </ul>
		利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
		認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	送迎加算 【 I 360～361, 1208～1209】	利用者の心身の状態等からみて送迎を行うことが必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	19号告示8㊦注13、127号告示6㊦注10 Q&AH15Vol.1短期共通Q1・2
/	従来型個室の多床室利用 【 I 360～362, 1198】	感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断している	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8注14、127号告示6㊦注11 ・96号告示13
		入所者1人当たりの面積が10.65㎡以下に適合する従来型個室を利用している	<input type="checkbox"/> 該当	
		著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した	<input type="checkbox"/> 該当	
/	長期利用者に対する減算 【 I 360～361, 1208】 (介護予防は加算なし)	連続して（自宅に戻ることなく、自費利用を挟み）30日を超えて同一事業所に入所している利用者がいる	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8注18、127号告示6㊦注13 ・94号告示22 ・40号通知第2-2(20) ・Q&AH27Vol. 4541問76～80
		当該者が、指定（介護予防）短期入所生活介護を受けている者である	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	長期利用の適正化 【 I 362,1208】	※ 長期利用の適正化について 短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用状態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続60日を超えた日から短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と、ユニット型短期入所生活介護費をユニット型介護福祉施設サービス費と同単位数とする。ただし、既に上記「長期利用者に対する減算」の規定による長期利用者に対する減算後の単位数が、対応する介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費を下回る場合は、それ以上の単位数の減は行わない。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認する。	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	口腔連携強化加算 【 I 363,1210～1211】	短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		次のいずれにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/> 該当	
		(1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。	<input type="checkbox"/> 該当	
		(3) 当該事業所以外の短期入所生活介護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	療養食加算 【 I 364～365, 1212～1213】	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> あり	・19号告示8ハ注、127号告示6ハ注、23号告示15、64
		利用者の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	・95号告示35、27号告示3、17 ・40号通知第2-2(13)、0317001号通知別紙1第2-8(9)
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	・Q&AH21Vol.1問18、Vol.2問10、H17/10問89・90、追補問28、29 ・Q&AH30Vol.1問82、83
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位で算定する。おやつは算定不可
		療養食の献立表の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
/	在宅中重度者受入加算 (介護予防は加算なし) 【 I 364～365】	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	<input type="checkbox"/> 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8ニ注、</li> <li>・40号通知第2-2(16)</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問66</li> </ul> 委託契約書

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	認知症専門ケア加算(Ⅰ) 【 I 366~367, 1214~1215】	入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8ホ注、127号告示6ニ注</li> <li>・94号告示63(30準用)</li> <li>・95号告示42</li> <li>・40号通知第2-2(19)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問112~116、Vol.2問39 H210513(Vol.88)問</li> </ul> 認知症介護に係る専門的な研修:認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修  併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合・空床利用の場合は本体特養と一体的に算定すること。
		認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議（テレビ電話装置等活用可）を定期的開催	<input type="checkbox"/> 該当	
□	認知症専門ケア加算(Ⅱ) 【 I 366~367, 1214~1215】	入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19号告示8ホ注、127号告示6ニ注</li> <li>・94号告示63(30準用)</li> <li>・95号告示42</li> <li>・40号通知第2-2(19)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問112~116、Vol.2問39 H210513(Vol.88)問</li> </ul> 認知症介護の指導に係る専門的な研修:認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修  併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合・空床利用の場合は本体特養と一体的に算定すること。
		認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議（テレビ電話装置等活用可）を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		認知症介護の指導に係る専門的な研修終了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考	
□	生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 【Ⅰ366～367,1216～1217】	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、以下a～dについて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。			
		a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	□	該当	
		b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	□	該当	
		c 介護機器の定期的な点検	□	該当	
		d 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	□	該当	
		②①の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	□	該当	
		③介護機器を複数種類活用している。	□	該当	
④①の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。	□	該当			
⑤事業年度ごとに①、③及び④の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告している。	□	該当			
□	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 【Ⅰ366～367,1216～1217】	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。			
		業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	□	該当	
		職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	□	該当	
		介護機器の定期的な点検	□	該当	
		業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	□	該当	
		②介護機器を活用している。	□	該当	
③事業年度ごとに①及び②の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告している。	□	該当			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【 I 368~369, 1216~1217】	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35%以上	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8へ注、127号告示6へ注、95号告示38、116、27号告示3、17 ・40号通知第2-2(20)、0317001号通知別紙1第2-8(11) ・Q&AH21Vol.1問2・5~7・10・75・77、Vol.2問35 特養の空床利用型は本体職員数で算定 併設型は勤務実態に応じて兼務職員を按分 職員割合の算出:常勤換算で前年度(3月を除く)の平均(H21年度中及び前年実績6月未満の新規事業所は届出月の前3月の平均で毎月直近3月間の所定割合を維持) 介護福祉士資格:前月末日時点で取得 直接提供する職員:生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員 勤続年数:前月の末日時点による。
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【 I 368~369, 1216~1217】	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【 I 368~369, 1216~1217】	次のいずれかに適合している ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上 ③利用者(入所者)に直接提供する職員総数のうち、勤続7年以上の者の割合が30%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		1 介護職員処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施すること	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
		2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、県に届け出ていること	<input type="checkbox"/> 該当	
		3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること		
		(1) 【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てている。 ※令和7年度から適用	<input type="checkbox"/> 該当	
		(2) 【月額賃金改善要件Ⅱ】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している。 ※旧ベースアップ等加算未算定の場合のみ適用	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	<p>(3) 【キャリアパス要件Ⅰ】（任用要件・賃金体系の整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <b>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</b></p>	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	
	<p>(4) 【キャリアパス要件Ⅱ】（研修の実施等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること イ アについて、全ての介護職員に周知していること <b>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</b></p>	<input type="checkbox"/> 該当		
	<p>(5) 【キャリアパス要件Ⅲ】（昇給の仕組みの整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること <b>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</b></p>	<input type="checkbox"/> 該当		
	<p>(6) 【キャリアパス要件Ⅳ】（改善後の年額賃金要件） 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること（加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。） ※加算の算定額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合は適用除外</p>	<input type="checkbox"/> 該当している		
	<p>(7) 【キャリアパス要件Ⅴ】（介護福祉士の配置等要件） サービス類型ごとに以下の届出を行っていること。 ・介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）通所リハビリテーション サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していること ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している、若しくは日常生活継続支援</p>	<input type="checkbox"/> 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	(8) 【職場環境等要件】 ○加算Ⅰ・Ⅱ ・6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。 ・情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。 ○加算Ⅲ・Ⅳ ・6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。 ※令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可 ※「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は、要件を満たすものとする	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
		4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、県に提出していること	<input type="checkbox"/> 該当	
		5 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること	<input type="checkbox"/> 該当している	
		6 労働基準法等を遵守すること	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）の1から2、4から6に加え、3（1）から（6）及び（8）の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	加算（Ⅰ）の1から2、4から6に加え、3（1）から（5）及び（8）の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	加算（Ⅰ）の1から2、4から6に加え、3（1）から（4）及び（8）の要件をすべて満たすこと	<input type="checkbox"/> 該当	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」